

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指針について



神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、県内の事業者*の環境保全における自主的な取組を促進するために指針を定め、事業者は指針に従い、必要な措置を講ずるよう努めることとしています。事業者の皆様におかれましては、各指針の内容を参考に環境保全のための取組をより一層進め、生活環境の保全に御協力いただきますようお願いいたします。（*横浜市・川崎市はそれぞれの市条例によります。）

優良 は、優良環境管理事業所の認定基準、**管理** は、環境管理事業所及び優良環境管理事業所の認定基準の一部となります。

○ 環境への負荷の低減に関する指針（条例38条）

対象：全ての事業者

優良

- | | |
|--|---|
| <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より有害性の低い原料の選択 ○ 脱脂洗浄施設で用いるトリクロロエチレン等の対策 ○ 良質な燃料の使用 ○ 二次生成汚染物質の発生抑制 ○ 光化学オキシダントの発生の防止 ○ 騒音及び振動の低減、低周波音に関する配慮 ○ 公害防止管理の徹底 ○ 冷却用水の循環利用、水の再利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギー等の活用 ○ 公共用水域の富栄養化の防止 ○ 生活排水の適切な処理 ○ プラスチックの流出防止 ○ 地下水の保全 ○ 自動車の使用に伴う環境負荷の低減 ○ 遺伝子組換え作業に伴う環境負荷の低減 |
|--|---|

○ 化学物質の適正な管理に関する指針（条例40条）

対象：全ての事業

優良

- | | |
|---|---|
| <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理体制の整備 ○ 県民の理解の増進に関する事項 ○ 情報の収集及び整理 ○ 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用 ○ 化学物質管理計画書に記載すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用 ○ 自己監視及び自主測定 ○ 未然防止対策、災害及び事故の対応 ○ 化学物質を含む廃棄物の量の把握と適正処理 |
|---|---|

○ 化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（条例40条の3）

対象：指定事業所の設置者

管理

対象事業者 評価対象物質を取り扱う指定事業所の設置者

評価対象物質 化管法第一種及び第二種指定化学物質

- 実施内容**
- 1 評価対象物質の年間取扱量、保管量及び排出量を把握
 - 2 評価対象物質ごとに【排出量×毒性係数】を算出し、合計値を「安全性影響度」として評価

⇒ 詳細は次のリンクをご覧ください。https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei_annzennsei.html

○ 環境に係る組織体制の整備に関する指針（条例48条）

対象：全ての事業

優良

- ＜内容＞
- 環境の保全のための基本方針の作成・行動目標の設定・行動計画の作成
 - 環境の保全を推進するための体制の明確化及び組織図の作成
 - 環境に関する法令の遵守状況の確認
 - 施設等の点検管理の規準の整備
 - 環境の保全のための従業員の教育
 - 環境に係る情報の把握及び公表の仕組みの整備
 - 事故時及び非常時における対応の仕組みの整備



◆◆◆環境管理事業所及び優良環境管理制度については、次のリンクをご覧ください◆◆◆

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/jyourei/kannkyoukannri/index.html>

環境管理事業所

検索

○ 環境情報の提供に関する指針 (条例98条)

県民と事業者の環境に関する相互理解を促進するため、事業者が近隣住民等に環境情報を提供する仕組みを新たに創設し、指針を定めています。

	周辺環境配慮事業者* (該当する事業者は必須になります)	全ての事業者 (環境情報の提供に努めてください)
時期	事業の開始前	事業の開始後
提供対象	近隣住民等	近隣住民等その他の事業者が必要と認める者
環境情報の内容	◇環境に関する法令に対応した各種対策 ◇公害防止設備を含む環境関連設備等の概要 ◇事故時及び非常時の近隣住民等への連絡体制を含む防災対策 ◇当該事業に使用するエネルギー、用水、化学物質等の種類及びその予測量 ◇排出ガス、排水等の排出先及びその予測量 ◇排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動の及ぼす影響の予測値等	◇地域社会と連携した取組等の実施状況 ◇従業員教育の実施状況 ◇事業活動に伴い使用するエネルギー、用水、化学物質等の種類及びその実質量 ◇排出ガス、排水等の排出先及びその実績量 ◇排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動の及ぼす影響の測定又は確認の状況 ◇その他事業者が必要と認める事項
提供方法	事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げるもののうち1つ以上の方法を選択 ◆ 環境報告書又はチラシの配布、ホームページへの掲載、掲示板への掲示等の伝達形式 ◆ 意見交換会等の対話形式 ◆ 説明会等による報告形式	
届出	周辺環境配慮計画書・周辺環境配慮報告書	必要なし

○ 周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針 (条例101条の3)

事業者は、環境への負荷を継続的に低減するため、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を把握し、周辺の地域の環境に配慮するよう努めることとし、指針を定めています。

	① 周辺環境配慮事業者*		② 指定事業所を設置する事業者	①及び②以外の事業者
	把握は必須です	把握に努めてください	把握に努めてください	把握に努めてください
時期	事業の開始前	事業の開始後	事業の開始後	事業の開始後
内容	排煙・粉じん・悪臭・排水・騒音・振動			騒音等
予測	あり	なし	なし	なし
測定 確認		あり	あり	必要に応じて

* 「周辺環境配慮事業者」とは、次の①～③の作業を定常的に行う事業者をいいます。

① 廃棄物焼却炉による廃棄物の焼却作業、② ボイラーで再生資源の燃焼により発電を行う作業、

③ 先端技術（マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジー）を用いた化学物質の反応等又は遺伝子組換えの作業

詳細は、次のリンクをご覧ください。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f421168/index.html>

○ 土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針* (条例58条の6) 対象：対策・調査が必要な事業者

「かながわの土壌汚染対策」のページ中「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」をご覧ください。⇒ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/doiyou/osentaisaku.html>

* 正式名称は、「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」です。

◆◆各指針の全文については、次のリンクをご覧ください◆◆

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>

神奈川県生活環境保全条例

検索

【お問い合わせ】神奈川県環境農政局環境部環境課環境計画グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 電話 (045) 210-4107 (直通)